

## 第1回農作業安全検討会 議事概要

日 時：令和3年2月25日（木）15:00～17:00

場 所：web 開催

出席委員：生部委員、大浦委員、大吉委員、川口委員、氣多委員、小谷委員、高橋委員、田島委員、田中委員、藤井委員、山中委員（梅崎委員、鈴木委員は欠席）

（オブザーバー：厚生労働省安全課 小川係長、国土交通省安全・環境基準課 野崎主査、経済産業省産業機械課 松本補佐、警察庁交通企画課 井澤補佐）

事務局：農林水産省 枝元次官、安岡生産振興審議官

技術普及課 今野技術普及課長、吉田生産資材対策室長、藤澤補佐

農村振興局設計課 草補佐

議 題：（1）農作業事故及び農作業安全をめぐる動向について

（2）今後議論すべき論点の検討について

※その他、検討会の開催趣旨及び今後の検討スケジュールについても説明

農林水産省枝元次官から冒頭挨拶の後、担当より議題に係る資料について説明。これに対する各委員からの発言要旨は以下のとおり。

### 1. 議題（1）（2）について各委員と意見交換

（生部委員）

- ・資料3の2の「農業者の安全配慮の取組の活性化」については、作業安全規範や解説書の今後の対応が重要と認識。日常の営農活動の中でどう励行していくのかが課題。
- ・機械については、次官の挨拶や室長の説明の中でもあったが、人がミスしても事故が起きないようにするための機械・環境の整備に関心があるので、検討会を通じて勉強したい。
- ・資料3の1（2）の農地の安全対策については同意。補助事業採択から竣工までには時間がかかる中でどうすれば良いか。自主施工でも安全対策を進めていければ良いのではないかと感じた。

（大浦委員）

- ・5年間、対面調査で630件の事故調査を行ったが、多くの人が「自分をもっと注意すべきだった」というが、現場検証をすると本人の問題ではなく、機械など作業環境に原因があることが分かる。しかしながら、現在の安全確認運動でも「～に注意しよう」という農業者の取組が中心のままとなっている。
- ・農業機械は面取り（注）されていないものも販売されている。しかし、他産業ではこのような機械が売られているのは非常識。「危険教育」、つまりこんなに危険な機械が売られているということを認識させるための取組を行うべき。農業分野では、他産業では非常識なことが行われているということを認識し、まずはそこを徹底した上で、残ったリスクに対応するという手順で対応する必要がある。

（注）鉄板などの角を丸く加工すること。

（大吉委員）

- ・作業者がけがをしたら農業が立ちゆかなくなるという認識を持つべき。資料2のP6にあるような農作業事故の事例について、こういう事例があるということを知らせなが

ら販売することも重要ではないか。危険を回避するためには、販売時点での対策が必要。農機メーカーにも協力頂き、説明書や事例集の作成を進めていただきたい。

(川口委員)

- ・ 農業事故の中では機械に起因するものが多いということだったが、トラクターの転落・転倒を防ぐためには、安全フレームや安全キャビンの装着が必要ということは、農機メーカーにおいても認識。このため、機械メーカーでは、これまで装着されてなかった機械に安全フレームを取り付けるような取組や、中古の機械については下取りをして、安全装置のついていない機械が市場に出回らないようにするという取組を行っている。
- ・ 現行の安全性検査については、具体的な基準が明示されていないのが課題。メーカーからは、負担というよりも、具体的に何をすれば良いのか分からないという声が多い。メーカーと農研機構で意見交換をする機会を設け、より安全な機械を販売していくための対応について検討していきたい。

(氣多委員)

- ・ 資料3（論点案）については、必要なことが網羅されていると思う。一方、(1)①は「規格を示す必要」、②は「農家が選択できるよう・・・」、③は「徹底を図るべき」という書き方になっており、走り出しはもっと義務に近い書きぶりにしても良いのではないか。性能であれば農業者は飛びつくが、安全となるとそうはいかないのが難しいところなので、是非検討されたい。
- ・ これまで農業者は一人親方が多く、労働者を守るための労働安全衛生法の対象とは考えられてこなかったが、今は雇われて農業機械を使うというケースも増えてきている。労働安全衛生法で農業機械に義務を課すのも一つの考え方ではないか。
- ・ 研修についても、自動車の免許では受講しないと更新が出来ないから講習を受ける。このように、義務的な仕組みがあれば良いのではないか。

(小谷委員)

- ・ これまで農業事故は高齢者のミスによるものと思っていたが、人のせいばかりにできないものであることを認識した。巻き込まれ事故が多いとのことだが、なぜ機械にストッパー機能がついていないのか素直に疑問。また、乗用型トラクターで事故が多いのは周知の事実であるが、労働安全衛生法で構造規格が定められていないのはなぜなのかも疑問に感じる。
- ・ 農業機械は、ユーザーが高齢者であるのが一般的なので、メーカーも、高齢者が使って当たり前という前提に立つべき。スマホでも、高齢者向けの仕様のものである。農業でも、基本のスタンダードは高齢者という立場で設計すれば、初心者や女性でも使いやすい農機になるのではないか。高齢者の意欲を削ぐことにならないよう、積極的な取組を行った企業などを表彰する仕組みなど、メーカーとユーザーが手を取り合って安全に向けた取組を推進できるような仕組みが必要。

(高橋委員)

- ・ 農業者は事故を起こすと廃業せざるをえなくなるのが実態。農業者に対して生々しい具体的な事例で教育していくのも一つの手段。また、農業者がミスをするという前提で機械を設計するというような取組も必要と感じる。機械が危険な角度に傾いたり、危険な箇所近づ

くと動作しなくなる安全装置の装備を徹底していくことも重要ではないか。トラクターは輸入品も多く出回っているので、海外の規制も参考にしたい。

- ・兼業農家がたくさんいるので、慣れていない人が操作することを前提にしながら農機をつくる必要がある。

(田島委員)

- ・学生に対して農業機械を使った作業の実習も行っている。農業は作業機の種類が多く、新しいトラクターを購入しても古い作業機を装着することができず、結果的に古いトラクターを使わざるを得ないというケースもある。このため、古いトラクターに安全フレームを付けられれば、安価に安全性を高められるため、効果的な安全対策であると言える。
- ・今回の取組では農地、作業道などの改善提案もあり、機械単体ではなく、システムとして見て見直そうとしている点は評価できる。
- ・一方で、使い勝手、分かり易さの面では、新しい機械の方が難しいこともある。高齢者が使うことが多く、視力や聴力、判断力が鈍っている中では、操作する際に「手応え」がある機械の方が良い場合もあり、マンマシンインターフェイスの開発も重要となる。

(田中委員)

- ・資料3の「農業者の安全配慮の取組の活性化」について、農機販売店に顧客からGAPの相談が増えており、販売店の従業員もGAP指導員として活動している人が増えつつある。一方で、そのように意識が高い人はまだ極わずか。兼業農家や高齢者などに、事故情報が届いていないことに危機感を使っている。
- ・シートベルトを装着しない、安全フレームがあるのにわざわざそれを外すなど、他産業ではあり得ない使われ方をしているケースがある。情報が届いていない人に情報を届けるには、組織ぐるみの取組が重要。地方農政局でも、農作業安全の担当者を超えて農業者が集まる場をフル活用して農作業安全を普及啓発していくことが重要。

(藤井委員)

- ・安全性検査については、安全鑑定の時代から40年、実効性の反省もあって、今の制度に行き着いた。JA共済の保険情報によると、負傷事故については毎年何万件も起きているのではないと言われており、負傷事故を含めて撲滅していかなければならない。
- ・一方で、安全性検査の有効性の向上に向けて、引き続き、自己改革も含め検討していきたい。現在は法律がない中で機械安全を担保していかざるを得ないことも課題である。
- ・大浦委員から指摘のあった面取りの問題だが、検査基準でこれまでも明記されているのだが、それでもそうした機械が存在しているのが実態。特に、農業機械は長期使用製品に当たり、安全性が一定のレベルに達していない機械も市場に流通し続ける実態がある。
- ・なお、先ほど安全性検査について具体的な基準がないという意見があったが、むしろガラパゴス化したものからグローバルスタンダードに合わせるための見直しを行ったもの。メーカーやユーザーも、現在の国際基準がどのようなものであるかを認知すべきである。

(山中委員)

- ・論点整理の1の(1)①の記載については、氣多委員から遠慮がちという意見もあったが、ここで記載されていることはその通りだ。③においても、他産業に安全に資する装置などが装備されているなら、農業機械にもその装備を徹底すべきである。

- ・資料2のP3に、交通事故死の数が大きく減っているというデータがあった。シートベルトの着用も大きな要因だが、それだけではなく、近年の自動車は自動ブレーキなど安全の機能が大きく向上してきていることが寄与していると思う。農業機械もこうした機能はどんどん採用していくべき。
- ・事故で一番多いのはトラクターの転落だが、シートベルトのけん制装置や、転倒角に近づいた場合の警告装置など、事故を未然に防ぐための装置の装備を徹底する仕組みをいかに作るかを検討する必要がある。
- ・論点整理の1の(1)③に「不十分なものがある場合は、徹底を図るべきではないか」と記載されていることはそのとおりであるが、問題はそのような改善の取り組みを徹底させることをどのように担保するのか、義務づけるのかについての仕組みづくりが課題である。

(鈴木委員) ※当日欠席のため、事前に頂いた意見を農水省から説明

- ・トラクターは、フォークリフトとほぼ同じ危険性を有していると思われるため、労働安全衛生法での「特別教育」相当の教育訓練が必要ではないか。こうした仕組みがあれば、家族経営農業者であっても活用できるのではないか。
- ・トラクターなど大型農業機械は、労働安全衛生法での車両系建設機械等とほぼ同等の危険性を有しているので、規制内容を少しずつ近づけるべき。
- ・また、既存機械の定期自主整備のしくみづくりなどについても検討が必要ではないか。
- ・研修の機会を増やすに当たっては、JA等も活用すべき。

## 2 論点案の各項目についての議論

### 【1 (1) ① 農業機械の安全性能の強化】

(大浦委員)

- ・「他産業の機械と比較して」という言葉を入れて欲しい。他産業と比べて機械の安全性が遅れている部分を洗い出すことが重要。例えば、巻き込まれ事故については、他産業ではインターロック機能がついていることが当たり前。価格が高くなるから、ということのを抜きにして、すべて洗い出していきたい。また、農村は高齢者の職場であるという視点で取り組んでいきたい。

### 【1 (1) ②安全性検査の見直し】

(生部委員)

- ・現行の安全性検査では、どのような項目について何が定められているのか。

(藤井委員)

- ・2018年基準は、旧安全鑑定を踏襲したもので、2019年の基準は、旧安全鑑定のものからワンランクアップし、国際基準に整合させたもの。それぞれに☆が1つと2つのランクがあるので、都合4段階の評価基準となっている。なお、例えば刈払機は、2018年基準では動力を遮断した後の制止時間の規定が免除されているが、2019年基準では必須となっている。

### 【1 (1) ③・④ 関係法令の徹底】

(大浦委員)

- ・例えば、運送業界では重量物の運搬は、成人男性の体重の40%以下という基準がある。他産業ではそういった制限もしているが、農業分野はそういった部分が課題として残っている。
- ・トラクターの反射板については、どうしても汚れて視認性が落ちるため、追突事故が起こ

ってしまう。トラクターの走行中の事故のうち、夕方 17～19 時台に約 6 割起きている。このことも踏まえ、国土交通省とも連携して回旋灯の設置を進める必要がある。韓国では、回旋灯の設置を義務化している。

(氣多委員)

- ・労働安全法制について、厚生労働省と打合せをしていると思うが、現在の検討状況は。

(農水省)

- ・厚生労働省とは、直近一年の間に様々な情報共有を進めてきたところ。労働安全衛生法は機械の構造、点検、技能の規制まで幅広いバリエーションがあり、現在の農業の状況を踏まえ、農業分野をどのように位置付けることが妥当か、今後、議論を進めていく必要性を共有している段階。この検討会での議論を踏まえ、厚生労働省と改めて協議していきたい。

(高橋委員)

- ・福島を除染作業で、ゼネコンがロータリーを装着したトラクターを持ち込んだことがあったが、他の作業機なら必要な点検証や免許証が不要だった。トラクターにもこうした仕組みがあった方が良いのではないか。

## 【(2) 農地、作業道、共同利用施設等の安全性の強化】

(大浦委員)

- ・新しく作られる農業施設であっても、2 m 以上の高さがある箇所に安全柵や手すりがない等の問題がある場合がある。機械以外についても、他産業でできていて、農業でできていない部分を洗い出し、施設の設置基準を明示し徹底する必要がある。

## 【2 農業者の安全配慮の取組の活性化】

(氣多委員)

- ・資料 2 の P13 にあるような、関係者が連携した安全推進協議会は大変重要。今まで以上に農村部において農業者の意識を啓発する運動を進めて行くことが大切。

(大浦委員)

- ・事故の多いトラクターについては、70 歳以上は安全研修を受けないと運転させないというような、義務化に近いことをしても良いのでは。鹿児島県のある地域では、さとうきびのハーベスターで、その年の研修を受けない人は、その年のハーベスターは運転できないということを自主的にやっている。いつでも誰でも使ってくださいということでは安全が確保できない。

(田中委員)

- ・安全対策の取組を現場レベルまで広げるために、関係機関がこれまで情報が届いていない人達にも広く指導などを行うことが重要である。

## 3. 閉会挨拶

(安岡審議官)

- ・今回の議論を通じて、他産業に比較して安全性の面で劣後する部分がないか、しっかりと点検していく必要があることが明らかになった。また、高齢者が大半を占めていることや、

不慣れな状態で農業機械に乗る兼業農家が多いことなど、農業ゆえの状況の厳しさにも配慮しながら進める必要がある。こうしたことを踏まえ、更に議論を踏まえていく中で、既存の様々な法制度の活用を含め、安全性の向上に向けた仕組みづくりに取り組んでまいりたい。

(以上)